

Ⅱ．人づくりと文化の振興

- 1．未来を支える人づくり
- 2．ともに支える社会づくり
- 3．自己の能力を高められる体制づくり
- 4．文化の遺産の保存・継承
- 5．国際交流・地域間交流の充実

河辺小3年 田村 昌大さん



Ⅱ 人づくりと文化の振興

1. 未来を支える人づくり

1-1. 幼児教育の充実

● 現況と課題

幼児教育では、幼児が個性を伸ばし、健やかに育つための環境が大切です。

また、基本的な生活習慣などを身につける家庭での教育と集団生活の中での体験を通じた学習により、創造性と社会性を養う教育を行うことが重要です。

本市には、幼児教育の場として公立幼稚園が14園、私立幼稚園が3園あり、働く女性が増加するなかで、保育所（園）とともに幼稚園の子育てに果たす役割がますます重要になっています。幼稚園と保育所（園）の一元化、延長保育の実施、就学前教育と小学校教育の連携、子育て支援センター的役割の強化などが求められています。

市民ニーズに応え地域の特色を活かした幼児教育のあり方を検討し、保育内容の充実を図ることが必要です。また、老朽化した園舎の整備などが課題です。

■ 幼稚園数及び園児数の推移

各年5月1日現在 単位：人

	市 立		私 立		計		左の園児数の内訳		
	園数	園児数	園数	園児数	園数	園児数	3歳	4歳	5歳
平成9年	15	676	3	634	18	1,310	199	552	559
平成10年	15	659	3	610	18	1,269	174	550	545
平成11年	14	611	3	578	17	1,189	167	461	561
平成12年	14	615	3	505	17	1,120	139	493	488
平成13年	14	638	3	462	17	1,100	138	454	508
平成14年	14	587	3	448	17	1,035	147	417	471
平成15年	14	561	3	463	17	1,024	140	453	431
平成16年	14	555	3	444	17	999	137	399	463
平成17年	14	497	3	432	17	929	139	377	413
平成18年	14	461	3	442	17	903	147	377	379





基本方針

幼児一人ひとりが個性を伸ばし、心身ともに健やかに成長できるよう、情操教育や体験学習など教育内容の充実と整備に努めます。

基本的施策

幼児教育の充実

教育内容の充実

幼児が育つ環境の整備

施策の方向

1. 教育内容の充実

幼児の創造性豊かな成長のため、学校や地域と連携し、体験学習などの多様なカリキュラムを編成するとともに、教員の指導力向上を図るため、教員研修を充実させ、それぞれの園や地域の特色を活かした保育や教育内容の充実に努めます。

2. 幼児が育つ環境の整備

幼稚園の施設の効率的な活用と計画的な施設、設備の充実に努めるとともに、さまざまな保護者のニーズに対応できる環境整備を進めます。

また、障害のある幼児が就園しやすい体制と設備の充実に努めるとともに、未就園児の交流促進など、地域に開かれた幼稚園づくりをめざします。

幼児の健やかな成長のため、家庭や保育所（園）と連携し、子育て支援センターやファミリー・サポート・センター（注）など、子育て支援体制の充実に努めます。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○教育力充実事業（再掲） 津山市学校教育研究センターの充実	→		

Ⅱ 人づくりと文化の振興

1-2. 義務教育の充実

● 現況と課題

義務教育は、児童、生徒が心豊かに成長する教育をめざし、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動できる「生きる力」を養うものです。

さらに、教育レベルの向上とともに、グローバルな社会（注）に対応できる国際性豊かな人材の育成が求められています。

本市には、小学校が28校、中学校が8校あり、安心・安全で特色のある学校づくりをめざして、体制や設備の整備を進めています。学校施設・設備の改築や充実、パソコン整備による教育委員会や学校間のネットワークの構築、学区の弾力化などの課題があります。

また、障害のある児童、生徒への特別支援教育の充実に向けて、教育環境の向上とともに、障害児等と保護者、ボランティアとの連携を深め、障害児教育並びに発達支援体制の整備をより一層図っていく必要があります。

■ 小・中学校数、学級数及び児童・生徒数の推移

各年5月1日現在 単位：校、クラス、人

	人 口	小 学 校			中 学 校		
		学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数
平成9年	112,607	28	303	7,815	8	135	4,273
平成10年	112,220	28	300	7,584	8	133	4,260
平成11年	112,155	28	293	7,334	8	130	4,128
平成12年	111,949	28	283	7,174	8	124	4,006
平成13年	112,147	28	292	7,039	8	120	3,907
平成14年	111,952	28	292	6,927	8	120	3,806
平成15年	111,811	28	295	6,837	8	116	3,619
平成16年	111,504	28	286	6,702	8	115	3,503
平成17年	111,376	28	293	6,658	8	115	3,383
平成18年	111,095	28	291	6,503	8	115	3,347



■ 障害等の区分による児童・生徒数、学級（教室）数

平成18年5月1日現在

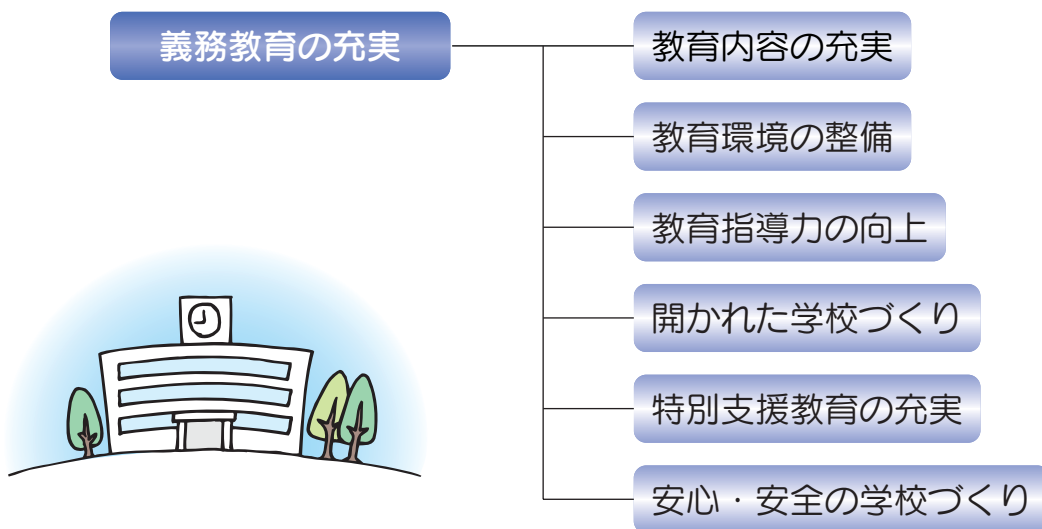
区 分	小学校		中学校	
	児童数	学級(教室) 数	生徒数	学級数
知的障害	67	25	17	7
情緒障害	49	17	14	4
聴覚障害	0	0	2	1
視覚障害	0	0	0	0
肢体不自由	1	1	0	0
病 弱	0	1	2	1
通級指導(注)	41	3	0	0

基本方針

豊かな感性を持ち「生きる力」を備え、国際性を身につけた児童、生徒が育つよう、教育内容の充実と、教員の指導力の向上を図ります。

また、学校、家庭、地域が一体となって教育環境を整備し、地域に開かれた学校づくりをめざします。

基本的施策



Ⅱ 人づくりと文化の振興

施策の方向



1. 教育内容の充実

児童、生徒の個性を活かし能力を伸ばす教育を充実するため、教科ごとによる少人数指導など学習形態の多様化、学習時間の弾力化などに創意工夫を凝らした特色ある教育活動に取り組みます。

豊かな感性の育成と情操を育む心の教育を推進するため、地域社会での体験を通じた学習や郷土を愛するふるさと教育、福祉教育を充実します。また、読書活動の充実やコミュニケーション能力の育成を進めます。

児童、生徒が心身ともに健康でたくましく育つよう、健康、安全に関する指導や食に関する指導を充実します。

国際性を身に付けるため、外国人来津者との交流機会の設定や外国語指導助手を活用し、国際理解を深める教育を推進します。

地球市民としての自覚を促し、自然を大切にし、ごみの減量化、リサイクルや省エネルギーに取り組むよう、環境教育を充実します。

高度情報化社会に対応できるよう、校内LANを整備し、パソコン機器等を活用した情報教育を充実します。

2. 教育環境の整備

スクールカウンセラー・教育相談員の充実を図るとともに、PTAや青少年育成団体などの関係団体と連携し、いじめや不登校対策に取り組みます。

また、学びやすい教育環境の実現のため、学校規模の適正化に努めるとともに、学習内容や学習形態の多様化に対応できるよう、施設の充実と改善に努めます。

さらに、事件、事故や不審者に対応できる学校設備の整備を進め、安全な学校づくりに努めるとともに、地域住民の防災やコミュニティの拠点となるように配慮した環境整備に努めます。

3. 教育指導力の向上

津山市学校教育研究センター、岡山県教育センターや先進校などの研修会、研究会を通して、教職員の資質の向上と指導力の育成を図るとともに、教職員の適切な配置に努めます。

4. 開かれた学校づくり

学校の教育方針や取り組みなどを学校便りや懇談会により、家庭や地域に積極的に情報発信するとともに、学校評議員会、外部評価等を通じて、家庭や地域の声を学校教育に活かし、家庭、地域に開かれた学校づくりを推進します。

また、地域の教育力向上と多様な学習に対応するため、「地域の子どもは地域の力で育てる」意識を高め、学校を支援するボランティア組織を育成するとともに、地域人材の積極的な活用に努めます。

5. 特別支援教育の充実

障害のある児童、生徒一人ひとりの教育ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図るとともに、その推進体制を整備します。

また、知的障害児学級や情緒障害児学級など特殊学級やことばと情緒の教室（注）への通級による指導（注）などの充実を図ります。



さらに、指導体制の充実や関係機関の連携を図るとともに、ユニバーサルデザイン（注）の考え方を取り入れた施設の整備に努めます。

6. 安心・安全の学校づくり

学校における事故や災害の防止のため、安全管理の維持と非常緊急時の体制の確立を図ります。

さらに、不審者等による被害防止に向け、不審者対応マニュアル（注）による緊急体制の整備と児童、生徒の危険回避能力を高める教育や防犯訓練等を実施します。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○キャリア教育事業 中学生の地域職場体験	→		
○ふるさと学習推進事業 小中学校での郷土の歴史や文化の学習指導	→		
○情報教育推進事業 校内LAN整備、パソコン整備など	→		
○環境教育推進事業（再掲） 地域、学校等における環境活動推進モデル地区の指定、環境教育プログラムの策定、実施	→		
○教育環境充実事業 スクールバスの運行、複式学級の解消、特別支援教育の推進、通学区域制度の弾力化	→		
○教育相談充実事業 不登校児童生徒の支援、適応指導教室の運営	→		
○教育力充実事業 津山市学校教育研究センターの充実	→		
○地域に開かれた学校づくり推進事業 小中学校の地域への開放	→		
○教育内容充実事業 スクールヘルパーの配置、英語学習講師の派遣、生徒指導・進路指導の充実、副読本の編集、学校課外活動の促進	→		
○小中学校施設整備事業 校舎改築、校舎の耐震診断と大規模改造、安心安全対策、プール改修、エアコンの設置など	→		

Ⅱ 人づくりと文化の振興

1-3. 学校保健と学校給食の充実

● 現況と課題

園児、児童、生徒が、生涯を通じて心身ともに健康な生活を営むための意欲や態度、能力を身につけることは特に大切であり、園児、児童、生徒がすすんで運動やスポーツに親しむことのできる環境づくりを通じて体力向上を図っていくことが必要です。しかし、近年における社会環境の変化は、園児、児童、生徒をとりまく生活習慣や生活様式に大きな影響を与えています。栄養の偏り、運動不足などにより、将来、生活習慣病を引き起こすことが心配されています。学校では家庭、地域と連携して、学校保健、学校給食を両輪に健康教育を進めることが必要です。

学校保健では、保健管理を通じて園児、児童、生徒の心身の健康の保持増進を図ることをめざし、生涯を通じて健康な生活を送るための基礎づくりをすることが求められています。

また、学校給食では、教育の一環として成長期にある児童、生徒の心身の健全な発達のために、栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、健康の保持増進、体力の向上を図るとともに、食育（注）という大きな視野で実施することが求められています。

■ 平成17年度 幼稚園・小・中学校（園児・児童・生徒）体位調査結果

			幼稚園		小 学 校						中 学 校		
			4歳児	5歳児	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
男 子	身長 (cm)	全 国		110.9	116.8	122.6	128.1	133.5	138.9	145.1	152.6	159.9	165.3
		岡山県		110.4	116.3	122.2	127.5	133.4	138.5	145.2	151.5	159.1	165.2
		津山市	104.1	110.2	116.3	121.9	127.4	133.5	138.3	144.6	151.9	159.0	164.5
	体重 (kg)	全 国		19.1	21.6	24.3	27.5	31.0	34.7	39.0	44.9	50.1	55.2
		岡山県		19.1	21.2	23.9	27.0	30.3	34.0	39.5	43.6	49.2	54.3
		津山市	16.8	19.0	21.7	24.4	27.7	30.9	35.1	39.4	43.8	50.4	54.9
	座高 (cm)	全 国		62.1	65.0	67.8	70.3	72.7	75.1	77.8	81.3	85.0	88.0
		岡山県		62.1	64.7	67.7	70.1	72.7	75.0	77.8	80.7	84.4	87.9
		津山市	58.8	61.7	64.3	67.1	69.9	72.4	74.4	77.5	79.9	84.1	87.3
女 子	身長 (cm)	全 国		110.0	115.8	121.6	127.5	133.5	140.2	146.9	152.1	155.2	156.7
		岡山県		109.5	115.9	121.6	127.3	132.9	139.2	146.9	151.5	154.7	156.3
		津山市	103.0	108.7	115.3	120.8	127.2	132.8	139.8	146.4	152.0	154.6	156.6
	体重 (kg)	全 国		18.7	21.1	23.6	26.7	30.3	34.5	39.6	44.5	48.0	50.7
		岡山県		18.4	20.9	23.2	26.5	29.9	33.8	39.4	44.1	47.7	50.3
		津山市	16.6	18.2	21.2	23.7	26.6	30.1	34.3	38.7	45.0	47.3	51.1
	座高 (cm)	全 国		61.6	64.6	67.3	70.1	72.8	75.9	79.4	82.2	83.9	84.8
		岡山県		61.5	64.6	67.4	70.0	72.5	75.7	79.3	81.7	83.7	84.7
		津山市	58.3	61.1	64.1	67.1	69.8	72.2	76.0	78.8	81.9	83.1	84.6

※ 全国、岡山県の平均については平成16年度

※ 津山市の平均については平成17年度



■ 学校給食の実施状況

平成18年5月1日現在 単位：校、人

区分	項目	学校数	児童・生徒数	給食実施校		
				型	校数	児童・生徒数
小学校		28	6,503	完全給食	28	6,503
中学校		8	3,347	完全給食	2	410
				補食給食（注）	1	171
				ミルク給食	5	2,766

基本方針

園児、児童、生徒が心身ともに健康でたくましく育つよう、保健教育や食に関する指導を充実します。

基本的施策

学校保健と学校給食の充実

学校保健の充実

学校給食の充実

施策の方向

1. 学校保健の充実

生涯を通じて自主的な健康づくりが実践できるよう、心と体の健康教育の充実を図るとともに、適正な学校環境衛生の維持、改善に努めます。

2. 学校給食の充実

生涯を通じて健康に過ごすための食生活について理解を深めるため、旧市内中学校について完全給食を実施し、学校給食の充実を図ります。

また、食に関する正しい知識と食習慣を身につけさせるため、学校、家庭、地域との連携をとりながら食に関する指導を充実します。また、郷土食や地場産食材は、生産者・流通関係者との調整を図り、地域の実情に応じた利用を促進します。

主な事業・概要	実施時期		
	前期 平成18年度 ～20年度	中期 平成21年度 ～23年度	後期 平成24年度 ～27年度
○給食センター建設事業 給食センターの建設	➡		

Ⅱ 人づくりと文化の振興

1-4. 高校、大学等の教育環境の向上

● 現況と課題

本市には、県立高校5校、私立高校2校、国立高専1校、私立大学1校（短期大学部、大学院を含む。）があり、本市をはじめ周辺市町村や県外からの多数の学生、生徒が学んでいます。

本市における高校教育と大学教育の重要な役割を担っている私学については、少子化により、入学者数が今後も減少を続けるなかで、それぞれの建学の精神に基づき、自助努力による経営基盤の維持、強化を進め、学生、生徒のニーズに応じた特色ある教育を推進しており、地域と共生する私学としての一層の発展が望まれます。

近年、高校、大学等では、地域の教育・文化・福祉等の分野へのボランティア参加の気運が高まっており、ボランティア活動が教育プログラムに取り入れられるなど市民生活との関わりが深まっています。

基本方針

学生、生徒が安心して勉学に励めるよう、教育環境の向上に努めるとともに、個性ある教育の推進に努めます。

基本的施策

高校、大学等の教育環境の向上

教育環境の整備

個性ある教育の推進

私学支援



施策の方向

1. 教育環境の整備

教育機能の充実と私学の振興を図るため、学生、生徒がいいきと勉学に励むことができる教育環境の整備を関係機関に要請していきます。

また、産・学・官・民の連携、公開講座や地域研究の取り組みなど、地域社会の発展に貢献する教育機関としての機能を発揮できる環境の整備に努めます。

2. 個性ある教育の推進

地域の歴史や伝統を反映した個性ある教育を推進するため、関係機関への要請や私学との連携に努めます。

3. 私学支援

生徒、学生の減少期に入った、厳しい経営環境のもとで、時代や地域の要請に即した学科の新増設など、経営革新を図る私学の取り組みに対し、自助努力を期待するとともに、支援策を検討します。



Ⅱ 人づくりと文化の振興

1-5. 青少年の健全育成

● 現況と課題

青少年期は、人間形成の基礎を培い、次代を担う責任を自覚し、豊かな社会性を身につけていく重要な時期です。

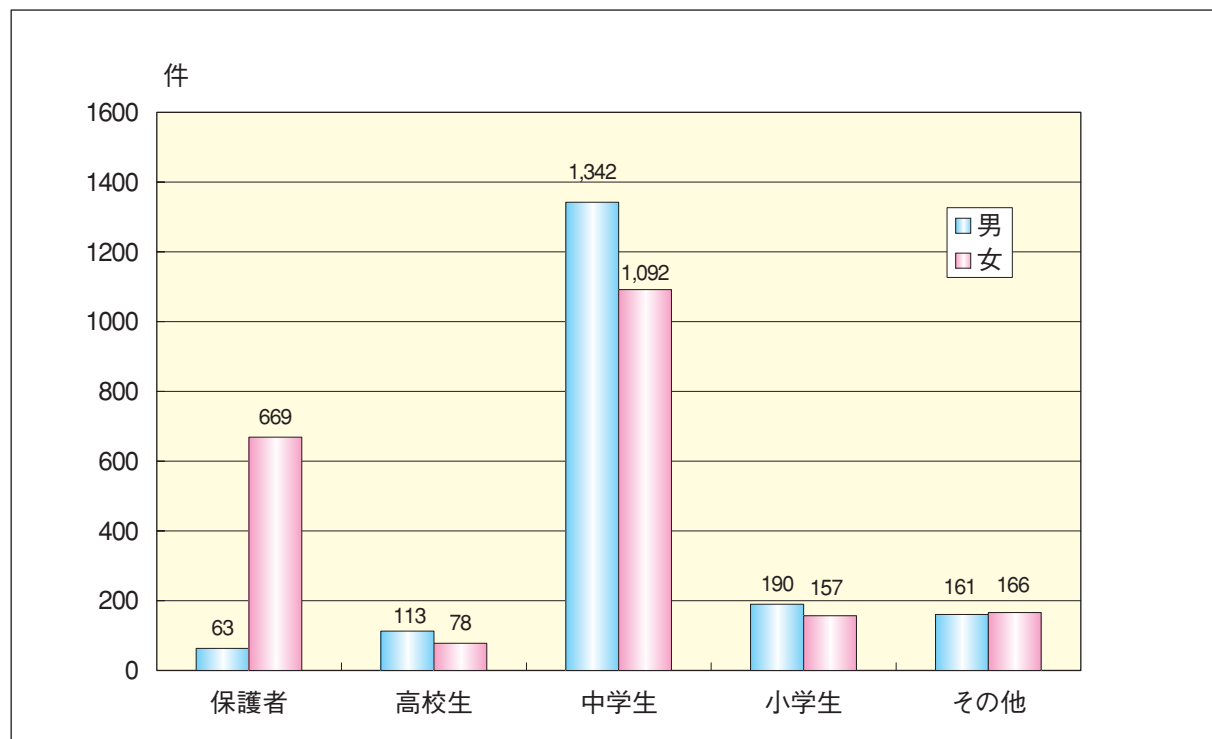
現在、人間関係の希薄化や生活体験の不足、人や命に対する感性の欠如が指摘されており、犯罪の低年齢化、いじめ、不登校、中途退学、ニート（注）などが深刻な社会問題になっています。

その要因の中には、大きく変化する社会状況とともに、家庭における「しつけ」の不十分さや地域における教育力の低下も指摘されています。

このため、家庭教育の充実をめざした施策とともに、地域の人々が協力して青少年の健全育成に取り組むことが求められています。

また、青少年の健全育成のためのネットワークを強化するとともに、教育相談活動などの充実を図ることが必要です。

■ 平成17年度鶴山塾面接・来塾相談者受理数





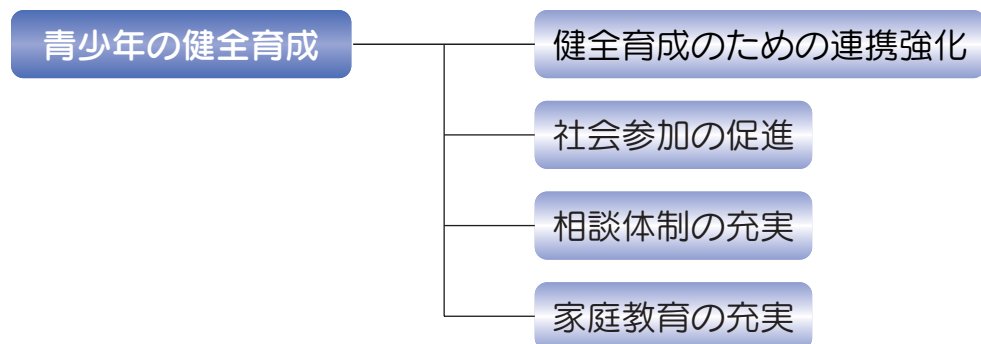
■ 平成17年度鶴山塾相談内容別件数

内容別 方法別	面接相談		電話相談		合 計	
	件数	%	件数	%	件数	%
不登校に関すること	111	64.2	23	21.9	134	48.2
家庭生活に関すること	7	4.0	23	21.9	30	10.8
学校生活に関すること	26	15.0	15	14.3	41	14.7
社会生活に関すること	17	9.8	25	23.8	42	15.1
進路・学習に関すること	2	1.2	0	0.0	2	0.7
性の問題に関すること	0	0.0	13	12.4	13	4.7
教 職 員 の 相 談	10	5.8	0	0.0	10	3.6
そ の 他	0	0.0	6	5.7	6	2.2
合 計	173	100	105	100	278	100

基 本方針

地域社会の中で青少年を支え育てていくことを基本に、家庭、地域、学校、関係機関と連携を図り、総合的な健全育成に取り組みます。

基本的施策



Ⅱ 人づくりと文化の振興

施策の方向

1. 健全育成のための連携強化

非行、いじめ、不登校の増加や子どもの虐待など青少年を取り巻く問題に対応するため、家庭、地域、学校、PTA、関係機関、「津山っ子を守り育てる会」、「津山市青少年育成指導委員連絡会」などとの連携を強化し、青少年の健全育成に取り組みます。

2. 社会参加の促進

心豊かで思いやりのある人として成長するためには、自主性、創造性を育てる活動や学習が重要であり、そのため自然体験、ボランティア体験、世代間交流などの体験活動を推進します。

地元企業や大学、高専などの協力を得て、技術教育が受けられる就職支援やボランティア活動などを推進し、社会に積極的に参画できる環境づくりに努めます。

3. 相談体制の充実

多様化、深刻化する相談内容に対応するため、関係機関と連携を強化するとともに、スクールカウンセラー、「鶴山塾」や「ボボロつやま」などの教育相談、青少年相談の体制の充実に努めます。

また、不登校傾向のある児童、生徒に対し、野外活動などを通じて社会性を培い、情緒の安定を図り、自立の力を育む環境づくりに努めます。

4. 家庭教育の充実

何でも話し合える心の安らぎのある家庭づくりと家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する情報や学習機会の提供に努めるとともに、子育て支援団体や地域住民等と連携した家庭教育の支援を図る取り組みを推進します。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○青少年健全育成事業 青少年健全育成団体の活動支援、 成人式の開催			
○教育相談充実事業 不登校児童、生徒の支援			
○家庭教育充実事業 家庭教育に関する学習機会の提供、 地域子ども教室推進事業の充実など			



２．ともに支える社会づくり

２－１．人権尊重と平和施策の推進

● 現況と課題

人権を守り、差別をなくしていくことは、人類共通の願いであり、21世紀は「人権の世紀」といわれるように人権尊重意識の高まりは世界的な潮流となっています。人権が尊重され、だれもが自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現するためには、一人ひとりが日常生活におけるさまざまな問題を人権の視点から見つめ、お互いを尊重しあうよう心がけることが大切です。

本市では、昭和58年の「人権尊重都市宣言」により、人権尊重の基本的な姿勢を明らかにして、人権意識の高揚に努めてきました。

しかし、今日においても、女性、障害者、高齢者、外国人などに対する不条理な処遇など人権にかかわる多くの問題が存在します。

また、近年はいじめや幼児虐待など子どもの人権に関する問題が深刻化しており、大きな社会問題となっています。

高度情報化が急速に進展するなかで、インターネットを通じて起こる人権侵害、犯罪被害者や家族の人権擁護など社会の変化にともなう新たな問題も起きており、これらの解決に向けてさらに取り組む必要があります。

戦争行為は、最大の人権侵害であり、平和社会の実現なくしては、人権尊重社会はありません。本市では、「世界連邦平和都市宣言」と「非核兵器平和都市宣言」の精神を踏まえ、市民と協力、連携して核兵器の廃絶と世界平和の実現に取り組んでおり、今後とも積極的に推進しなければなりません。

基本方針

一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、地域社会においてより人間らしく生きるため、あらゆる差別の撤廃と基本的人権にかかわる諸問題の解決に向けた施策を総合的に推進します。

Ⅱ 人づくりと文化の振興

基本的施策

人権尊重と平和施策の推進

人権意識の高揚

人権教育の推進

平和施策の推進

施策の方向

1. 人権意識の高揚

人権についての正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるため、国・県等の関係機関や団体などと連携して、講演会やイベントの開催、広報紙、各種メディアの活用などによる人権の啓発や教育活動を推進し、差別や偏見を許さない社会の実現に努めます。

2. 人権教育の推進

基本的人権についての正しい理解と認識を深めるため、学校教育や社会教育などあらゆる分野において、人権教育を総合的に推進するとともに、女性、子ども、障害者、高齢者、外国人等に関係するさまざまな人権問題の解決や自立に向けた取り組みを推進します。

また、日常生活のなかで、だれもが人権感覚を身につけることができるよう、人権啓発・教育の指導者や地域リーダーの養成を行います。

3. 平和施策の推進

一人ひとりの命や人権尊重を基盤とした恒久平和を築き、平和的生存権を保障するため、平和の尊さ、戦争の悲惨さを訴え、展示会や講演会等を住民団体とともに開催し、平和意識の浸透を図ります。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○人権啓発推進事業 講演会の開催、標語等の募集、 資料の作成など			
○人権教育推進事業 人権教育の推進			
○平和都市推進事業 市民平和祭の実施など			



2－2．男女共同参画社会の実現

● 現況と課題

国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置付け、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女平等に向けたさまざまな取り組みを進めてきました。

本市においても、平成11年に男女共同参画社会づくりの推進・啓発の拠点として、津山男女共同参画センター「さん・さん」を設置するとともに、平成14年には「津山市男女共同参画まちづくり条例」を制定するなど、男女共同参画施策の推進を図ってきました。

しかし、社会制度や慣行において、性別による固定的役割分担意識が家庭、地域、職場などあらゆる場面に根強く残っています。また、女性の働く環境は徐々に整いつつありますが、雇用機会や待遇などの面でも事実上の格差があります。

近年、ドメスティック・バイオレンス（注）やセクシュアル・ハラスメント（注）など、これまで見過ごされてきた被害者の人権を侵害する暴力が社会問題となっています。

こうした状況に対応するため、男女がともに対等な立場で社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会を形成するための施策の推進を図っていくことが求められています。

基本方針

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に努めます。

基本的施策

男女共同参画社会の実現

男女共同参画意識の醸成

あらゆる分野への参画促進

総合推進体制の整備

Ⅱ 人づくりと文化の振興

施策の方向

1. 男女共同参画意識の醸成

社会的、文化的に形成された性別による固定的役割分担などの制度、慣行の見直しを促進するため、講演会、講座等により啓発活動を充実し、男女共同参画意識の高揚を図ります。

家庭や学校、地域社会など、それぞれの場で男女平等教育、学習を推進します。また、女性の人権を侵害するドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの暴力防止、意識啓発のための活動を推進します。

2. あらゆる分野への参画促進

社会のあらゆる分野において、男女が対等の立場で政策や方針決定過程から参画することが可能となるよう社会条件や環境の整備に努めます。

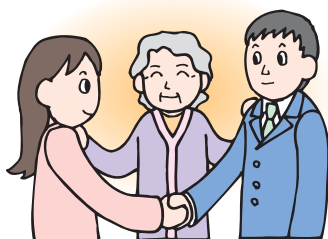
女性が積極的に社会に進出し参画するには、家事、育児、介護といった家庭責任を男女がともに担う必要があります。そして、子育ての相互支援活動としてファミリー・サポート・センター（注）事業を推進するなど、地域活動や生涯学習に参加しやすい環境づくりを進めます。

3. 総合推進体制の整備

男女共同参画社会の実現をめざして、市民、事業者との連携強化を図るとともに、津山男女共同参画センター「さん・さん」を拠点として、市民参画による活発な活動を促進します。

また、関係機関との連携を強化して、配偶者などからの暴力の根絶に向け啓発に努めるとともに、被害者保護を円滑に進めます。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○男女共同参画推進事業 啓発事業、相談業務等の実施、関係団体の活動支援等			
○ファミリー・サポート・センター事業（再掲） センターの管理運営			





3. 自己の能力を高められる体制づくり

3－1. 生涯学習環境の整備

● 現況と課題

現代社会では、人々の意識が大きく変わり、「人間らしさ」や「自然環境との共生」「自己実現」など、心の豊かさが求められるようになりました。

市民が自発的に手段や方法を選びながら、生活の向上、職業上の能力の向上、自己の充実など生涯を通じて学習を続けていくことが大切であり、いつでも自由に学べ、学習の成果を活かすことのできる生涯学習社会の構築が必要です。

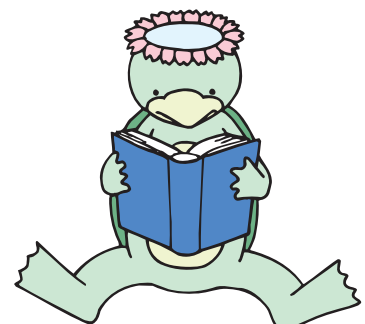
このため、学習内容の多様化、高度化に対応した学習ニーズの把握とともに学習機会の提供が求められています。

生涯学習の場として、公民館、図書館、博物館などの施設の機能充実と整備が必要です。

■ 図書館の利用状況

単位：冊・人

施設名	項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
津山市立図書館	蔵書数	167,248	183,552	197,173	210,594	221,589
	利用者数	101,085	104,819	105,718	100,612	106,931
津山市立加茂町図書館	蔵書数	26,151	27,734	28,426	28,727	29,178
	利用者数	6,381	6,955	7,106	5,493	5,953
津山市立勝北図書館	蔵書数	33,025	35,901	37,949	40,426	42,077
	利用者数	9,556	9,447	9,483	7,578	8,071
津山市立久米図書館	蔵書数	34,953	35,079	36,867	37,274	38,160
	利用者数	7,984	7,799	7,369	5,896	7,359



Ⅱ 人づくりと文化の振興

■ 公民館の利用者数

単位：人

施設名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
中央公民館	11,739	11,335	9,855	12,732	13,420
院庄公民館	10,087	9,008	12,944	11,458	13,476
田邑公民館	10,027	8,200	10,571	7,904	12,637
一宮公民館	21,300	22,849	23,651	23,135	24,159
高田公民館	8,287	8,140	9,330	8,388	10,230
高倉公民館	7,151	5,993	8,256	5,879	8,036
高野公民館	17,274	17,600	21,514	20,531	21,184
河辺公民館	6,973	7,988	7,602	9,357	11,324
大崎公民館	9,361	10,221	11,662	9,876	10,144
広野公民館	6,418	6,962	9,741	8,774	9,462
清泉公民館	10,923	9,996	9,198	7,897	8,225
東苜田公民館	12,934	14,053	10,560	8,993	9,677
二宮公民館	8,905	8,865	12,005	10,308	10,222
佐良山公民館	15,061	16,388	16,047	11,793	12,345
福南公民館	4,335	3,479	4,730	3,508	3,816
成名公民館	8,662	7,066	8,902	7,640	8,514
西苜田公民館	-	16,143	26,505	30,800	36,317
加茂町公民館	17,324	16,580	12,387	12,878	9,629
阿波公民館	4,166	4,525	4,622	5,221	3,671
勝北公民館	21,871	21,299	20,976	18,835	17,917
久米公民館	4,882	16,368	17,218	17,513	6,455

基本方針

だれもが主体的、自発的に「学び・発表・交流」することができ、学習の成果を活かすことのできる生涯学習環境づくりを推進します。

また、地域社会のさまざまな場面において、学習を活かして活躍できる人材の育成を図ります。

基本的施策

生涯学習環境の整備

生涯学習推進体制の整備

学習情報・機会の提供

学習環境の充実



施策の方向

1. 生涯学習推進体制の整備

だれもが生涯を通じて学習活動ができるよう市民と行政の協働で、人生のさまざまな過程に対応した多様な学習機会や学習成果を発揮する場の創出に取り組みます。

また、身近な地域での生涯学習活動を推進するため、地域の人材を活用した学習活動支援者やボランティアを育成し、学習活動への適切な助言や指導を行います。

2. 学習情報・機会の提供

自己に適した手段や方法での学習の機会を選択できるよう、各種講座やイベントなどの生涯学習関連情報を提供します。

子どもには、自主性、協調性を培い、健やかに成長するため、創作活動や体験型事業を中心とした学習機会の充実に努めます。また、社会人には、余暇の時間の活用や時代に即応した学習活動の充実に図るため、各種講座を開催し、豊かな教養、知識を身に付ける学習機会の提供に努めます。

3. 学習環境の充実

生涯学習の拠点施設として、公民館、図書館、博物館、美術館などの整備充実に努めるとともに、これらの連携強化を図り、魅力ある生涯学習施設整備のあり方について検討します。

また、高専や大学等の施設や人的資源を活用して、地域に開かれた学校づくりに努めるとともに、公民館や図書館、学校などのネットワーク化による学習環境の整備、充実に努めます。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成 18 年度 ～ 20 年度	中 期 平成 21 年度 ～ 23 年度	後 期 平成 24 年度 ～ 27 年度
○生涯学習施設整備事業 公民館建設・改修、生涯学習施設の整備、 洋学資料館の整備、図書館の書籍資料の整備	→		
○生涯学習活動促進事業 全国生涯学習フェスティバルの開 催、生涯学習活動の推進	→		

Ⅱ 人づくりと文化の振興

3-2. スポーツ・武道の振興

● 現況と課題

市民がスポーツに親しみ、日常生活に取り入れることは、爽快感や達成感をもたらすとともに、精神的なストレスの発散にもなり、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものです。

競技スポーツ人口が減少傾向を示しているなか、気軽にスポーツを楽しみたいというニーズは高まりをみせており、だれもが生涯にわたり楽しめるスポーツの普及が望まれています。

また、スポーツは、青少年の健全育成や高齢者の生きがいづくりなどにも重要な役割を果たしています。そのため、本市では「スポーツ振興都市宣言」により、市民皆スポーツをめざしてスポーツの普及、振興に取り組んでいます。さらに、晴れの国おかやま国体で達成した競技力の向上を維持、発展させることも必要です。

近年、競技スポーツのみならず、健康スポーツ、観戦するスポーツ、心身の鍛練をする武道などスポーツへのかかわりは多様化しています。

スポーツ施設の整備、指導者の育成及び資質の向上、各種スポーツ団体間の連携強化などが求められています。

■ 主なスポーツ施設利用状況の推移

単位：人

	平成 10 年度	平成 12 年度	平成 14 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
津山スポーツセンター	80,830	123,862	119,542	104,361	99,094
鶴山球技場	1,050	2,002	1,434	8,845	3,095
市営水泳場	9,296	6,562	4,878	3,702	—
中央公園グラウンド	58,132	72,207	47,453	60,393	54,496
東部公園グラウンド	13,313	22,017	20,025	23,320	18,146
西部公園		6,702	27,485	42,785	37,808
岡山県津山陸上競技場	41,094	57,281	53,531	40,665	39,196
岡山県津山総合体育館	137,586	94,193	98,891	132,523	106,575
岡山県津山東体育館	10,189	12,497	9,615	16,891	21,673
西部小体育館	5,447	7,174	7,197	7,477	7,680
草加部グラウンド	2,751	2,980	3,489	2,967	3,240
東部小体育館	3,709	3,099	4,537	2,572	3,071
加茂町スポーツセンター	32,383	32,129	57,061	58,614	59,257
加茂町武道館	8,632	7,235	12,712	11,388	12,591
阿波グラウンド	2,384	2,528	2,462	2,464	1,901
阿波ふるさとふれあい会館	1,670	1,670	1,660	2,520	3,355
勝北総合スポーツ公園	47,260	38,203	40,370	43,267	35,197
久米総合文化運動公園	73,684	75,516	84,022	79,021	89,811
津山東武道場				5,770	9,450



基本方針

一人ひとりが、いつでも、どこでも気軽にスポーツ・武道に親しむことができるよう、生涯スポーツ活動を推進します。また、競技団体、学校との連携を図り、競技力向上に努めます。

基本的施策

スポーツ・武道の振興

生涯スポーツの推進

スポーツ環境の整備

競技力の向上

施策の方向

1. 生涯スポーツの推進

身近なところで気軽に、また、健康づくりの一環としてスポーツに取り組めるようスポーツ団体や地域スポーツクラブの育成、スポーツ指導者の養成と活用を中心とした生涯スポーツ推進体制の充実を図ります。

また、各種教室を開催するとともに、スポーツ団体等と連携を図り、小・中学校区を単位とする地域ぐるみのスポーツ活動を推進します。インターネットを活用して、さまざまな情報を提供します。

2. スポーツ環境の整備

生涯スポーツの推進を図るため、体育館、グラウンド、プールや武道場などの体育施設の整備充実に努めます。

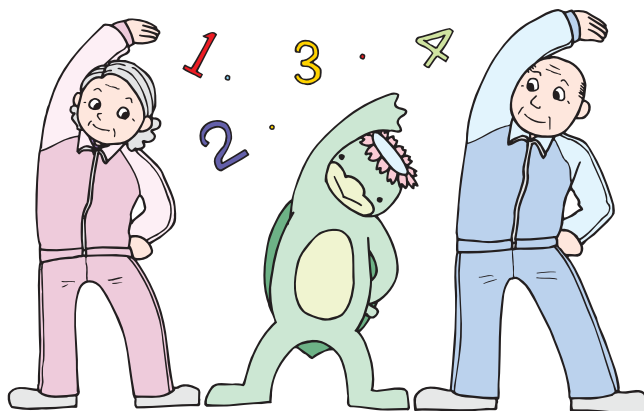
また、市民のニーズに合わせ、利用時間、利用料金、利用方法を検討するとともに、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。

3. 競技力の向上

晴れの国岡山国体での競技力向上を維持、発展させるため、競技団体や学校と連携し、競技力向上に努めます。

Ⅱ 人づくりと文化の振興

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○生涯スポーツ推進事業 スポーツの振興、スポーツ大会の 開催、スポーツ教室運営			
○スポーツ施設等整備事業 スポーツ施設の整備、体育施設予約 システムの更新、プール整備改修など			





3－3．芸術文化の振興

● 現況と課題

芸術文化活動は、豊かな人間性を育み、新たな市民文化を創造するきっかけともなります。

本市では、従来から市民の自主的な芸術・文化活動が活発であり、その活動を促進し、市民ニーズに対応した施設、設備の充実に努めています。

また、芸術文化の鑑賞や発表の機会の充実、支援などが求められています。

特に、音楽による地域振興には強い要望があり、「津山国際総合音楽祭」や多数の市民音楽団体が参加する「市民総合音楽祭」を開催しています。

文芸では、全国規模の大会に、俳句、川柳をはじめ全国から優秀な作品や作家が集まり、本市の活動が広く紹介されています。

美術・工芸では、さまざまな創作活動が展開されており、その再評価とそれらを未来へと引き継いでいくことが必要です。

舞台芸術では、市民ミュージカルなどの市民団体による演劇活動が定着しつつあり、市民と一体となって活動を促進し、各種団体等と連携を図り、より広い分野の活動が展開できる環境づくりが求められています。

また、平成22年に「第25回国民文化祭・おかやま2010」の開催が決定しており、市民参加の取り組みとしての開催に向け、気運の醸成が必要です。



Ⅱ 人づくりと文化の振興

■ 文化施設の利用状況

単位：人、回数、日

施 設 \ 年 度		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
津山郷土博物館入館者数		5,944	4,100	6,132	6,660	6,018
津山洋学資料館入館者数		4,642	4,491	4,302	4,652	4,348
箕作阮甫旧宅入館者数		13,040	12,195	13,772	14,434	10,320
津山弥生の里文化財センター入館者数		3,556	3,322	3,025	2,337	2,624
津山市加茂町歴史民俗資料館入館者数		113	244	161	136	104
津山市勝北歴史民俗資料館入館者数		162	62	148	78	205
津山市久米歴史民俗資料館入館者数		159	310	247	152	112
津山文化センター	大ホール利用回数	134	158	190	191	135
	会議室その他利用回数	1,374	1,395	1,480	1,408	1,284
	展示ホール利用回数	129	140	148	115	124
音楽文化ホール ベルフォーレ津山	ホール利用日数	175	149	171	150	151
	リハーサル室利用回数	255	285	406	473	435
津山市立文化展示 ホール	利用日数	259	265	257	263	258
	催し物件数	55	55	53	56	52
津山市加茂町文化 センター	ホール利用回数	102	104	77	85	58
	会議室その他利用回数	168	195	203	190	172
	視聴覚室利用回数	29	25	28	26	34
津山市勝北文化 センター	大ホール利用回数	191	171	168	120	128
	小ホール利用回数	241	276	291	276	316
	楽屋他利用回数	228	309	274	204	316

基 本方針

市民がそれぞれの地域において培ってきた文化を守り育てるとともに、
新たな文化の創造に努めます。

基本的施策

芸術文化の振興

発表・鑑賞機会の提供

市民文化の創造と継承

芸術文化環境の整備



施策の方向

1. 発表・鑑賞機会の提供

気軽に芸術文化に触れることができるよう音楽、演劇、美術などの鑑賞機会を充実するとともに、活動成果の発表機会の拡充を図り、市民の創作意欲の向上に努めます。

市民の芸術文化を支える多様な情報の収集を行い、情報提供・情報発信機能の充実に努めます。

2. 市民文化の創造と継承

伝統文化や郷土芸能など地域の個性豊かな芸術文化を保存、継承、創造するとともに、NPOなどの自主的な組織団体の育成をはじめ、市民自らが企画運営する芸術文化活動の支援に努め、芸術文化の振興を図ります。

3. 芸術文化環境の整備

市民の自由で活発な芸術文化活動を支援するため、創作、発表、鑑賞、交流の場など市民ニーズに応じた芸術文化事業の実施や文化施設の整備など環境の整備に努めます。

芸術文化情報の収集を図り、情報提供・情報発信機能の充実に努めます。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○市民創作活動奨励事業 市民の創作活動の奨励、芸術文化の発表・鑑賞機会の提供	→		
○音楽都市構想推進事業 津山国際総合音楽祭の開催	→		
○文化活動団体育成事業 文化活動団体への助成	→		



Ⅱ 人づくりと文化の振興

4. 文化遺産の保存・継承

4-1. 歴史遺産・文化財の保存、活用

● 現況と課題

本市は、国指定史跡の津山城跡をはじめ有形、無形の文化財に恵まれています。

しかし、これらの文化財は、都市化に伴う社会環境の変化や伝統技術の後継者の不足等により、保存継承が難しくなりつつあります。このため、文化財保護思想の啓発により文化財保護の理解を深め、各種文化財をいかに後世にまで保存し、継承していくかが大きな課題となっています。そして、これらの津山文化を全国に向けて発信し、人と文化の交流促進を図り、潤いのある豊かな文化都市をつくりあげなければなりません。

このため、市民がいつでも気軽に文化財に触れることができる郷土博物館や弥生の里文化財センター、洋学資料館などでの資料収集、調査、研究や民間所有の資料の活用を進め、その成果を広く一般に公開していく必要があります。

また、本市のまちづくりの礎となった津山城跡や市民の憩いの場ともなっている衆楽園、古代美作の重要遺跡である美作国分寺跡の保存整備、寺社建築等建造物の修理も課題となっています。

■ 指定文化財

(平成18年5月1日現在)

市指定文化財	142件
県指定文化財	24件
国指定文化財	17件
合 計	183件

基本方針

郷土の歴史を現在、未来に伝える有形、無形の文化財の調査、研究を進め、保存、整備を図り、後世に継承します。

各種文化財調査の成果を積極的に公開し、広く活用できる環境を整えます。



基本的施策

歴史遺産・文化財の保存、活用

文化財の保存

文化財の活用

郷土史学習の推進

施策の方向

1. 文化財の保存

国・県・市指定文化財を後世に継承するための保存、整備を図るとともに、文化財の調査を進めます。開発に伴う埋蔵文化財の保護については、記録保存を進めます。また、文化財保護への啓発を行います。

2. 文化財の活用

文化財に関心をもち、親しむことができるよう調査成果の公表に努めます。

また、文化財を、学習の場、市民の憩いの場、観光資源として、広く活用できる整備に努めます。

3. 郷土史学習の推進

各種研修会などの開催や講師派遣を積極的に進め、郷土史学習を支援します。

また、学校教育において、郷土史学習の資料提供や現地見学などを採り入れ、郷土の歴史と文化への理解を図ります。

主 な 事 業・概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○史跡保存整備事業 津山城跡、美作国分寺跡、中世山城跡などの保存整備	→		
○建造物保存整備事業 歴史的建築等建造物の保存修理	→		
○ふるさと学習推進事業（再掲） 小中学校での郷土の歴史や文化の学習指導	→		

Ⅱ 人づくりと文化の振興

5. 国際交流・地域間交流の充実

5-1. 国際交流・地域間交流の推進

● 現況と課題

本市では、平成11年にサンタフェ市（アメリカ）と友好交流都市の提携を行い、行政交流をはじめ、青少年、教育、文化、経済など幅広い市民交流を進めてきました。今後は、市民の進めてきた海外都市との自主的交流活動を支援し、本市の特性を生かした国際協力、国際貢献を進め、海外都市との交流の輪を広げていくことが求められています。

また、国際意識や国際理解は、外国の文化に触れるとともに、郷土の文化や歴史を認識することから生まれ、国際的視点に立って、だれもがいきいきと暮らせるよう市民の意識を高めていく施策が求められています。

現在、本市の外国人登録は、平成18年1月で1,078人と10年間で約500人の増加をしており、今後も在住外国人に暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

地域間交流の拡大は、相互の潜在力を引き出し、都市の活力と魅力をもたらします。人、もの、情報などのネットワークの創造と活用を図り、情報の受発信により、活力ある地域づくりを進める必要があります。

■ 地域・国別外国人登録者の推移

各年1月1日現在 単位：人

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
中南米(ブラジル除く)	32	36	44	43	44	52	44	42	36	31
ブラジル	185	212	186	223	275	250	229	257	254	310
東南アジア(フィリピン除く)	23	34	38	39	46	49	46	38	32	131
フィリピン	53	76	86	83	117	103	95	83	122	124
韓国及び朝鮮	229	229	216	219	221	218	214	206	214	218
中国	58	52	65	53	65	86	97	111	130	208
北米・欧州・大洋州	32	34	35	39	43	44	47	50	45	52
その他	2	2	2	3	10	6	12	7	4	4
合 計	614	675	672	702	821	808	784	794	837	1,078



基本方針

教育・文化・スポーツ等、あらゆる分野において、国際交流、地域間交流を促進し、交流と連携による地域の活性化に努めます。

基本的施策

国際交流・地域間交流の推進

国際交流等の推進

地域間交流の推進

施策の方向

1. 国際交流等の推進

国際性豊かな地域社会の実現をめざし、国際化の基本方針を改定して推進体制を整備し、国際交流を促進します。

市民の国際理解の啓発に努め、グローバルな視野（注）を持った人材の育成を図るとともに、外国人にとって住みやすい環境づくりを促進します。

また、国際協力、国際貢献意識の高揚に努め、活動しやすい環境づくりを進めます。

2. 地域間交流の推進

姉妹都市や友好都市などとの人的・文化的交流を通じて、友好と連携を深め、相互の活力の創出に努めます。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○国際交流推進事業 国際交流の推進、国際化推進プランの策定	→		

林田小1年 かわはら あいさん

